

審議事項	資料2
令和元年度	富良野市防災会議

富良野市地域防災計画

本編新旧対照表

富良野市地域防災計画新旧対照表（第1章 総則）

審議事項	資料2
令和元年度	富良野市防災会議

頁	現 行	修 正 案	備 考
3	<p>■防災会議の構成</p> <p>会長（市長）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定地方行政機関の職員 <ul style="list-style-type: none"> 札幌開発建設部空知川河川事務所長 旭川開発建設部富良野道路事務所長 上川南部森林管理署長 旭川公共職業安定所富良野出張所長 旭川地方気象台次長 陸上自衛隊の隊員 <ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊上富良野駐屯地第4特科群 第104特科大隊長 北海道知事の部内の職員 <ul style="list-style-type: none"> 上川総合振興局地域政策課主幹 旭川建設管理部富良野出張所 上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室（富良野保健所） 上川農業改良普及センター富良野支所長 北海道警察の警察官 <ul style="list-style-type: none"> 富良野警察署長 富良野市教育委員会教育長 富良野広域連合富良野消防署長 富良野広域連合富良野消防団長 指定公共機関の役職員 <ul style="list-style-type: none"> 北海道旅客鉄道株式会社富良野駅長 東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店長 北海道電力株式会社富良野 営業所長 日本通運株式会社富良野支店長 日本郵便株式会社富良野郵便局 指定地方公共機関の役職員 <ul style="list-style-type: none"> 富良野医師会長 旭川歯科医師会富良野班長 空知川上流土地改良区理事長 富良野土地改良区理事長 公共的機関の役職員 <ul style="list-style-type: none"> 富良野商工会議所会頭 山部商工会長 ふらの農業協同組合代表理事組合長 富良野地区農業共済組合副組合長理事 富良野地区森林組合代表理事組合長 東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林長 株式会社ラジオふらの代表取締役 	<p>■防災会議の構成</p> <p>会長（市長）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定地方行政機関の職員 <ul style="list-style-type: none"> 札幌開発建設部空知川河川事務所長 旭川開発建設部富良野道路事務所長 上川南部森林管理署長 旭川公共職業安定所富良野出張所長 旭川地方気象台次長 陸上自衛隊の隊員 <ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊上富良野駐屯地第4特科群 長 北海道知事の部内の職員 <ul style="list-style-type: none"> 上川総合振興局地域政策課主幹 旭川建設管理部富良野出張所 上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室（富良野保健所） 上川農業改良普及センター富良野支所長 北海道警察の警察官 <ul style="list-style-type: none"> 富良野警察署長 富良野市教育委員会教育長 富良野広域連合富良野消防署長 富良野広域連合富良野消防団長 指定公共機関の役職員 <ul style="list-style-type: none"> 北海道旅客鉄道株式会社富良野駅長 東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店長 北海道電力株式会社富良野 ネットワークセンター所長 日本通運株式会社富良野支店長 日本郵便株式会社富良野郵便局 指定地方公共機関の役職員 <ul style="list-style-type: none"> 富良野医師会長 旭川歯科医師会富良野班長 空知川上流土地改良区理事長 富良野土地改良区理事長 公共的機関の役職員 <ul style="list-style-type: none"> 富良野商工会議所会頭 山部商工会長 ふらの農業協同組合代表理事組合長 北海道中央農業共済組合富良野支所地区代表理事 富良野地区森林組合代表理事組合長 東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林長 株式会社ラジオふらの代表取締役 富良野市民生委員・児童委員協議会 	<p>防衛省からの通知による修正</p> <p>北海道電力株式会社からの通知による修正</p> <p>北海道中央農業共済組合からの通知による修正</p> <p>構成機関の追記</p>

頁	現 行	修 正 案	備 考								
8	<p>第7節 市民及び事業所の基本的責務 (略)</p> <p>■市民の責務 (略)</p> <table border="1" data-bbox="305 451 1359 991"> <thead> <tr> <th>平 常 時 の 活 動</th> <th>災 害 時 の 活 動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ○ 飲料水、食料の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ 飼養動物の保護管理 </td> </tr> </tbody> </table>	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ○ 飲料水、食料の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ 飼養動物の保護管理 	<p>第7節 市民及び事業所の基本的責務 (略)</p> <p>■市民の責務 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1374 451 2427 991"> <thead> <tr> <th>平 常 時 の 活 動</th> <th>災 害 時 の 活 動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ○ 飲料水、食料の備蓄(最低3日間、推奨1週間)、救急用品等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成 ○ 災害教訓の伝承 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ 飼養動物の保護管理 </td> </tr> </tbody> </table>	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ○ 飲料水、食料の備蓄(最低3日間、推奨1週間)、救急用品等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成 ○ 災害教訓の伝承 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ 飼養動物の保護管理 	北海道地域防災計画 改正による追記
平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動										
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ○ 飲料水、食料の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ 飼養動物の保護管理 										
平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動										
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ○ 飲料水、食料の備蓄(最低3日間、推奨1週間)、救急用品等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成 ○ 災害教訓の伝承 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ 飼養動物の保護管理 										
9 10	<p>第8節 富良野市の概況 (略)</p> <p>■気 候</p> <p>本市は北海道の内陸部で、東は大雪山系、西は夕張山系に囲まれ、年平均気温は6.3℃と比較的温順で、夏期の最高気温は36.3℃(2000.8.1)、冬期の最低気温は-34.5℃(1977.1.29)と気温の較差が非常に大きく、典型的な内陸性気候を示している。降水量は年間969.6mmであり、降雪量(新積雪総量)は、697cmとなっている。(年平均気温、降水量、降雪量は、1981年から2010年までの30年間の平年値)</p>	<p>第8節 富良野市の概況 (略)</p> <p>■気 候</p> <p>本市は北海道の内陸部で、東は大雪山系、西は夕張山系に囲まれ、年平均気温は6.3℃と比較的温順で、夏期の最高気温は36.3℃(2000.8.1・2014.6.4)、冬期の最低気温は-34.5℃(1977.1.29)と気温の較差が非常に大きく、典型的な内陸性気候を示している。降水量は年間969.6mmであり、降雪量(新積雪総量)は、697cmとなっている。(年平均気温、降水量、降雪量は、1981年から2010年までの30年間の平年値)</p>	気象台データ更新による修正								

富良野市地域防災計画新旧対照表（第2章 災害予防計画）

審議事項	資料2
令和元年度	富良野市防災会議

頁	現 行	修 正 案	備 考
11	第2章 災害予防計画 (新設)	第2章 災害予防計画 <u>災害対策の究極の目的は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の根幹をなすものである。市、その他の公共機関又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、災害予防に必要な事業及び施設の整備をするものとし、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図るものとする。</u> <u>また、市と関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築し、信頼関係を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものとするよう努めることとする。</u>	北海道地域防災計画 改正による追記
	第1節 水害予防計画 (略)	第1節 水害予防計画 (略)	
11	■予防対策 1～2 (略) 3. <u>避難勧告・指示等</u> の伝達体制の整備及び避難体制の周知 <u>避難勧告・指示等</u> が発令された場合を想定し、各種伝達ツールを活用した迅速な情報伝達体制を整備するとともに、水害時に市民等の避難行動が迅速・的確に実施できるよう、洪水ハザードマップ等を活用した避難場所等の周知及び避難行動について指導・啓発活動を実施する。	■予防対策 1～2 (略) 3. <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> の伝達体制の整備及び避難体制の周知 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」という。）</u> が発令された場合を想定し、各種伝達ツールを活用した迅速な情報伝達体制を整備するとともに、水害時に市民等の避難行動が迅速・的確に実施できるよう、洪水ハザードマップ等を活用した避難場所等の周知及び避難行動について指導・啓発活動を実施する。	名称変更による修正
12	第2節 空知川等洪水ハザードマップ計画 (略)	第2節 空知川等洪水ハザードマップ計画 (略)	
13	■策定の方法 空知川の浸水想定区域は、 <u>現状の河道状況、金山ダムの洪水調節施設の状況等を勘案して</u> 、洪水防御に関する計画の基本となる降雨については概ね <u>100年</u> に1回程度起こる大雨（空知川流域の <u>3日間総雨量 270mm</u> ）が降ったことにより空知川上流が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。 富良野川、ベベルイ川、ヌッカクシ富良野川及び西達布川の浸水想定区域についても現状の河道整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨について	■策定の方法 空知川の浸水想定区域は、 <u>現状の河道状況、金山ダムの洪水調節施設の状況等を勘案して</u> 、洪水防御に関する計画の基本となる降雨については概ね <u>1000年</u> に1回程度起こる大雨（空知川流域の <u>72時間総雨量 385mm</u> ）が降ったことにより空知川上流が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。 富良野川、ベベルイ川、ヌッカクシ富良野川及び西達布川の浸水想定区域についても <u>現状の河道整備状況を勘案して</u> 、洪水防御に関する計画の基本となる降雨について	水防法改正による修正

頁	現 行	修 正 案	備 考
13	<p>は概ね <u>50年</u>に1回程度起こる大雨（富良野川流域全体に <u>24時間総雨量 178mm</u>の降雨で既往2位となる昭和36年7月洪水の雨量をカバーする降雨。西達布川流域全体に <u>3時間で73mm</u>の降雨。）が降ったことにより、はん濫した場合に想定される浸水の状況のシミュレーションにより求めたものである。</p> <p>■浸水想定区域</p> <p>水防法第14条第1項の規定による浸水想定河川及び指定区間は、次のとおりである。</p> <p>1. 石狩川水系空知川上流</p> <p><u>実施区間 左岸 空知郡南富良野町字金山事業区 83 林班地先（富士川合流点）から富良野市字島の下 4590 番地先まで</u></p> <p><u>右岸 空知郡南富良野町字金山 1 番の 40 地先（富士川合流点）から富良野市字信濃沢 1286 番の 1 地先まで</u></p> <p>（略）</p>	<p>は概ね <u>1000年</u>に1回程度起こる大雨（富良野川流域全体に <u>24時間総雨量 448mm</u>の降雨で既往2位となる昭和36年7月洪水の雨量をカバーする降雨。西達布川流域全体に <u>24時間で474mm</u>の降雨。）が降ったことにより、はん濫した場合に想定される浸水の状況のシミュレーションにより求めたものである。</p> <p><u>その他の北海道管理河川については、簡易ソフト（iRIC ソフトウェア）を使用し、1000年に1回程度起こる雨量及び浸水深を計算し求めたものである。</u></p> <p>■浸水想定区域</p> <p>水防法第14条第1項の規定による浸水想定河川及び指定区間は、次のとおりである。</p> <p>1. 石狩川水系空知川上流</p> <p><u>実施区間① 左岸 富良野市字島の下から富良野市山部東十二線まで</u></p> <p><u>右岸 富良野市清水山から富良野市字布部まで</u></p> <p><u>実施区間② 左岸 富良野市字山部東十二線から南富良野町金山</u></p> <p><u>右岸 富良野市字布部から南富良野町金山まで</u></p> <p>（略）</p>	<p>北海道からの通知による</p> <p>国土交通省通知</p> <p>名称変更に伴う修正</p> <p>情報伝達手段追加</p> <p>名称変更に伴う修正</p>
17	<p>第5節 土砂災害予防計画</p> <p>（略）</p>	<p>第5節 土砂災害予防計画</p> <p>（略）</p>	
19	<p>2. 警報の発令及び伝達</p> <p>（1）警報（<u>避難勧告・避難指示</u>）発令の判断</p> <p>避難等の警報発令は、「大雨警報（土砂災害）」又は「土砂災害警戒情報」発表のほか、気象、過去の土砂災害の発生状況、土砂災害の前兆現象、周辺地域での発災状況等を総合的に分析した上で判断する。</p> <p>（2）土砂災害の警戒に関する情報等の伝達</p> <p>土砂災害警戒情報は「土砂災害警戒情報の伝達系統図」に基づき関係機関に通報するとともに、報道機関、安全・安心メール、地域 FM ラジオ、市ホームページ、広報車等で市民に伝達する。</p> <p><u>（災害応急対策計画 P 1 1 3：土砂災害警戒情報の伝達系統図）</u></p> <p>（3）警報（<u>避難勧告・避難指示</u>）の円滑な解除</p> <p>警報等の解除を行うにあたっては、必要に応じ、国及び北海道の助言を求め、解除の判断を行う。</p> <p>3. 要配慮者関連施設</p> <p>（略）</p>	<p>2. 警報の発令及び伝達</p> <p>（1）警報（<u>避難勧告等</u>）発令の判断</p> <p>避難<u>勧告等</u>の警報発令は、「大雨警報（土砂災害）」又は「土砂災害警戒情報」発表のほか、気象、過去の土砂災害の発生状況、土砂災害の前兆現象、周辺地域での発災状況等を総合的に分析した上で判断する。</p> <p>（2）土砂災害の警戒に関する情報等の伝達</p> <p>土砂災害警戒情報は「土砂災害警戒情報の伝達系統図」に基づき関係機関に通報するとともに、報道機関、安全・安心メール、<u>ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）</u>地域 FM ラジオ、市ホームページ、<u>フェイスブック</u>、広報車等で市民に伝達する。</p> <p><u>（災害応急対策計画 P 1 1 3：土砂災害警戒情報の伝達系統図）</u></p> <p>（3）警報（<u>避難勧告等</u>）の円滑な解除</p> <p>警報等の解除を行うにあたっては、必要に応じ、国及び北海道の助言を求め、解除の判断を行う。</p> <p>3. 要配慮者関連施設</p> <p>（略）</p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>情報伝達手段追加</p> <p>名称変更に伴う修正</p>

頁	現 行	修 正 案	備 考
20	<p>4. 避難体制の充実・強化</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対し、土砂災害に関する情報、予報警報の伝達手段として、電話、FAX、安全・安心メール、<u>エリアメール</u>、広報車等を活用する。</p> <p>(災害応急対策計画 P113：土砂災害警戒情報の伝達系統図)</p> <p>(略)</p>	<p>4. 避難体制の充実・強化</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対し、土砂災害に関する情報、予報警報の伝達手段として、電話、FAX、安全・安心メール、<u>ヤフー防災速報アプリ</u>、<u>緊急速報メール(エリアメール)</u>、広報車等を活用する。</p> <p>(災害応急対策計画 P113：土砂災害警戒情報の伝達系統図)</p> <p>(略)</p>	<p>情報伝達手段追加 字句修正</p>
22	<p>第9節 避難体制整備計画</p> <p>市は、適切な情報手段を用いて自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じて<u>避難勧告又は指示を行い</u>、市民の迅速かつ円滑な避難を実現する。その際、屋内退避(上階への移動を含む。)の考え方等、避難行動に関する留意点の周知を併せて行う。加えて、要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、自主防災組織・福祉関係機関との情報共有及び避難体制の確立に努める。</p> <p>また、避難場所の選定にあたっては、広域避難場所、指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所と区分するとともに、その場所等について、防災マップや広報紙等を通じて、市民に周知しておくものとする。</p>	<p>第9節 避難体制整備計画</p> <p>市は、適切な情報手段を用いて自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じて<u>避難勧告等を発令し</u>、市民の迅速かつ円滑な避難を実現する。その際、屋内退避(上階への移動を含む。)の考え方等、避難行動に関する留意点の周知を併せて行う。加えて、要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、自主防災組織・福祉関係機関との情報共有及び避難体制の確立に努める。</p> <p>また、避難場所の選定にあたっては、広域避難場所、指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所と区分するとともに、その場所等について、防災マップや広報紙等を通じて、市民に周知しておくものとする。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>
23	<p>■避難体制の整備</p> <p>1. 市民に対する避難情報等の広報は、広報車、安全・安心メール、地域 FM ラジオ、市ホームページ、<u>エリアメール</u>、<u>緊急速報メール</u>等により行う。</p> <p>2. 避難誘導體制の整備自主防災組織の活動において、市から<u>避難勧告・指示等</u>が発令された場合に、安全な避難経路や要配慮者等に対する避難誘導の担当者を具体的に決めるなど、避難計画の作成を指導する。また、福祉施設、事業所で安全に避難できるよう各管理者に対し、避難計画の作成を指導する。</p>	<p>■避難体制の整備</p> <p>1. 市民に対する避難情報等の広報は、広報車、安全・安心メール、地域 FM ラジオ、市ホームページ、<u>フェイスブック</u>、<u>ヤフー防災速報アプリ</u>、<u>緊急速報メール(エリアメール)</u>等により行う。</p> <p>2. 避難誘導體制の整備自主防災組織の活動において、市から<u>避難勧告等</u>が発令された場合に、安全な避難経路や要配慮者等に対する避難誘導の担当者を具体的に決めるなど、避難計画の作成を指導する。また、福祉施設、事業所で安全に避難できるよう各管理者に対し、避難計画の作成を指導する。</p>	<p>情報伝達手段追加</p> <p>名称変更に伴う修正</p>
23	<p>■避難勧告等の発令判断に関する留意点</p> <p><u>市は</u>、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保の措置を指示することができる。</p> <p>また、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、<u>勧告又は指示</u></p>	<p>■避難勧告等の発令判断に関する留意点</p> <p><u>市は</u>、<u>躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに役割を分担するなど庁内をあげた体制の構築に努める。</u></p> <p><u>また</u>、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保の措置を指示することができる。</p>	<p>北海道地域防災計画 改正による修正</p>

頁	現 行	修 正 案	備 考
23	<p>に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。</p>	<p>また、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、<u>避難勧告等</u>に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>
23	<p>■避難所の整備及び周知の推進</p> <p>避難所の定義については、おおむね次のとおりとする。なお、避難所の避難対象地区はおおまかな目安であり、災害の状況に応じてより安全な避難所に避難するものとする。また、災害種別によっては、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されるため、災害用備蓄品等必要な物資の備蓄に努めるとともに、<u>避難所における良好な生活環境の確保に努める。</u></p> <p>(資料編 7 - 1 : 避難所一覧)</p>	<p>■避難所の整備及び周知の推進</p> <p>避難所の定義については、おおむね次のとおりとする。なお、避難所の避難対象地区はおおまかな目安であり、災害の状況に応じてより安全な避難所に避難するものとする。また、災害種別によっては、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されるため、災害用備蓄品等必要な物資の備蓄に努めるとともに、<u>避難所における生活環境を良好なものとするよう実態とニーズの把握に努め、さらに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努める。</u></p> <p>(資料編 7 - 1 : 避難所一覧)</p>	<p>北海道地域防災計画 改正による修正</p>
24	<p>第 1 0 節 要配慮者対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 0 節 要配慮者対策計画</p> <p>(略)</p>	
25	<p>■避難行動要支援者への対策</p> <p>1. (略)</p> <p>(1) ~ (5) 略</p>	<p>■避難行動要支援者への対策</p> <p>1. (略)</p> <p>(1) ~ (5) 略</p>	
27	<p>(6) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>市は、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られている場合は、名簿情報を提供するものとする。ただし、災害時等において生命又は身体を保護するため、特に必要があると認められるときは、名簿情報の拒否を申し出たものの名簿についても、避難支援に必要な範囲内で避難支援等関係者に提供するものとする。</p> <p>また、市は、平常時における名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p>	<p>(6) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>市は、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られている場合は、<u>富良野消防署、地域連合会・町内会、自主防災組織、富良野市民生委員・児童委員協議会等の関係者にあらかじめ</u>名簿情報を提供するものとする。ただし、災害時等において生命又は身体を保護するため、特に必要があると認められるときは、名簿情報の拒否を申し出たものの名簿についても、避難支援に必要な範囲内で避難支援等関係者に提供するものとする。</p> <p>また、市は、平常時における名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p>	<p>北海道地域防災計画 改正による修正</p>
29	<p>第 1 1 節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 1 節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>(略)</p>	

頁	現 行	修 正 案	備 考												
30	<p>■自主防災組織の活動</p> <table border="1" data-bbox="314 327 1353 659"> <tr> <td data-bbox="314 327 388 474">平常時</td> <td data-bbox="388 327 819 474">○ 防災知識の普及 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 防災用資機材等の日常の管理</td> <td data-bbox="819 327 1353 474">○ 防災訓練の実施 ○ 地域市民（要配慮者等）の把握 ○ 防災計画の作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 474 388 659">災害時</td> <td data-bbox="388 474 819 659">○ 情報の収集伝達 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導（<u>避難勧告・指示及び避難準備情報発令時</u>） ○ 安否確認 ○ 避難所の自主運営</td> <td data-bbox="819 474 1353 659">○ 出火防止及び初期消火 ○ 食料、救援物資等の配布協力</td> </tr> </table>	平常時	○ 防災知識の普及 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 防災用資機材等の日常の管理	○ 防災訓練の実施 ○ 地域市民（要配慮者等）の把握 ○ 防災計画の作成	災害時	○ 情報の収集伝達 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導（ <u>避難勧告・指示及び避難準備情報発令時</u> ） ○ 安否確認 ○ 避難所の自主運営	○ 出火防止及び初期消火 ○ 食料、救援物資等の配布協力	<p>■自主防災組織の活動</p> <table border="1" data-bbox="1383 327 2421 659"> <tr> <td data-bbox="1383 327 1457 474">平常時</td> <td data-bbox="1457 327 1887 474">○ 防災知識の普及 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 防災用資機材等の日常の管理</td> <td data-bbox="1887 327 2421 474">○ 防災訓練の実施 ○ 地域市民（要配慮者等）の把握 ○ 防災計画の作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 474 1457 659">災害時</td> <td data-bbox="1457 474 1887 659">○ 情報の収集伝達 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導（<u>避難勧告等発令時</u>） ○ 安否確認 ○ 避難所の自主運営</td> <td data-bbox="1887 474 2421 659">○ 出火防止及び初期消火 ○ 食料、救援物資等の配布協力</td> </tr> </table>	平常時	○ 防災知識の普及 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 防災用資機材等の日常の管理	○ 防災訓練の実施 ○ 地域市民（要配慮者等）の把握 ○ 防災計画の作成	災害時	○ 情報の収集伝達 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導（ <u>避難勧告等発令時</u> ） ○ 安否確認 ○ 避難所の自主運営	○ 出火防止及び初期消火 ○ 食料、救援物資等の配布協力	名称変更に伴う修正
平常時	○ 防災知識の普及 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 防災用資機材等の日常の管理	○ 防災訓練の実施 ○ 地域市民（要配慮者等）の把握 ○ 防災計画の作成													
災害時	○ 情報の収集伝達 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導（ <u>避難勧告・指示及び避難準備情報発令時</u> ） ○ 安否確認 ○ 避難所の自主運営	○ 出火防止及び初期消火 ○ 食料、救援物資等の配布協力													
平常時	○ 防災知識の普及 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 防災用資機材等の日常の管理	○ 防災訓練の実施 ○ 地域市民（要配慮者等）の把握 ○ 防災計画の作成													
災害時	○ 情報の収集伝達 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導（ <u>避難勧告等発令時</u> ） ○ 安否確認 ○ 避難所の自主運営	○ 出火防止及び初期消火 ○ 食料、救援物資等の配布協力													
31	<p>第13節 防災知識の普及計画</p> <p>(略)</p> <p>■市民等への防災知識の普及</p> <p><u>気象災害や水防の基礎知識、市の防災体制、自主防災組織等についての研修会、講演会等を適時開催し、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。</u></p>	<p>第13節 防災知識の普及計画</p> <p>(略)</p> <p>■市民等への防災知識の普及</p> <p><u>気象災害や水防、避難勧告等の意味や内容についての基礎知識、市の防災体制、自主防災組織等についての研修会、講演会等を適時開催し、災害時に迅速かつ円滑な避難を確保するため、適切な判断力と行動力を養成し、防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。</u></p>	北海道地域防災計画改正による修正												
33	<p>第14節 相互応援体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>■基本的な考え方</p> <p>市は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、地方公共団体及び防災関係機関、民間企業等と平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努める。</p> <p>また、大規模災害が発生した際に、迅速かつ的確に応援体制が図られるよう、防災総合訓練などにおいて体制等を検証し、さらなる連携強化に努める<u>ものとする。</u></p>	<p>第14節 相互応援体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>■基本的な考え方</p> <p>市は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、<u>輸送拠点として活用可能な民間事業者施設を把握しておくとともに</u>、地方公共団体及び防災関係機関、民間企業等と平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努める。</p> <p>また、大規模災害が発生した際に、迅速かつ的確に応援体制が図られるよう、防災総合訓練などにおいて体制等を検証し、さらなる連携強化に努める<u>とともに、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、災害の種類や被災地域に応じた対処マニュアルを策定し、応援受援体制の構築に努める。</u></p>	北海道地域防災計画改正による追記												
34	<p>(新設)</p>	<p>第16節 業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害発生時に市及び事業者</p>	北海道地域防災計画改正による追記												

頁	現 行	修 正 案	備 考
34		<p>自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。</p> <p>市は、災害時の拠点となる庁舎等について、耐震対策等により安全性を確保し、また、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP）の策定に努めるものとする。</p>	

富良野市地域防災計画新旧対照表（第3章 防災組織）

審議事項	資料2
令和元年度	富良野市防災会議

頁	現 行	修 正 案	備 考
35	<p>第2節 組織計画</p> <p>■防災体制</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 富良野市災害対策本部</p> <p>市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び富良野市災害対策条例（昭和41年条例第51号）に基づき、災害対策本部を設置することができる。</p> <p><u>（資料編1 - 3：富良野市災害対策条例）</u></p>	<p>第2節 組織計画</p> <p>■防災体制</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 富良野市災害対策本部</p> <p>市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び富良野市災害対策本部条例（昭和41年条例第51号）に基づき、災害対策本部を設置することができる。<u>また、設置後は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>（資料編1 - 3：富良野市災害対策本部条例）</u></p>	<p>字句訂正 北海道地域防災計画 改正による追記</p>

頁	現 行	修 正 案	備 考
39	<p>■別図1 富良野市災害対策本部組織図</p> <pre> graph LR Mayor[本部長 (市長)] --- Deputy[副本部長 (副市長) (教育長)] Deputy --- GenAff[総務対策部] Deputy --- Health[保健福祉対策部] Deputy --- Edu[教育対策部] Deputy --- Econ[経済対策部] Deputy --- Const[建設水道対策部] GenAff --- GenAffClasses[本部班 庶務班 財政班 広報班 情報支援班 山部地区対策班 東山地区対策班 輸送班 環境・防疫班] Health --- HealthClasses[避難所・要援護者班 保健・医療班 救護班] Edu --- EduClasses[学校教育班] Econ --- EconClasses[救援班 農林班] Const --- ConstClasses[上下水道班 土木班 建設班] </pre>	<p>■別図1 富良野市災害対策本部組織図</p> <pre> graph LR Mayor[本部長 (市長)] --- Deputy[副本部長 (副市長) (教育長)] Deputy --- GenAff[総務対策部] Deputy --- CitizenLife[市民生活対策部] Deputy --- Health[保健福祉対策部] Deputy --- Edu[教育対策部] Deputy --- Econ[経済対策部] Deputy --- Const[建設水道対策部] GenAff --- GenAffClasses[本部班 庶務班 財政班 広報班 情報支援班] CitizenLife --- CitizenLifeClasses[山部地区対策班 東山地区対策班 輸送班 環境・防疫班] Health --- HealthClasses[福祉班 保健・医療班] Edu --- EduClasses[学校教育班 社会教育班 幼児教育班] Econ --- EconClasses[救援班 農林班] Const --- ConstClasses[上下水道班 土木班 建設班] </pre>	<p>組織機構改革に伴う修正</p>

頁	現 行				修 正 案				備 考
40	■別表1 富良野市災害対策本部事務分掌 (略)				■別表1 富良野市災害対策本部事務分掌 (略)				組織機構改革に伴う 修正
総務対策部 部長 総務部長	本部班 (班長) 総務課長	総務課 <u>総務法制係</u> 地域情報係	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議及び本部の総括に関する事。 2 本部の設置、廃止に伴う通知に関する事。 3 職員の非常招集及び動員に関する事。 4 防災会議その他関係機関との連絡調整に関する事。 5 気象予警報等の受理及び伝達に関する事。 6 各部との連絡調整に関する事。 7 北海道及び他市町村に対する応援派遣要請に関する事。 8 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。 9 防災行政無線等通信機能の総合的運用に関する事。 10 災害記録及び防災記録の総括に関する事。 11 被害状況調査の取り纏めの総括及び報告に関する事。 	総務対策部 部長 総務部長	本部班 (班長) 総務課長	総務課 <u>総務係</u> 地域情報係 <u>統計係</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議及び本部の総括に関する事。 2 本部の設置、廃止に伴う通知に関する事。 3 職員の非常招集及び動員に関する事。 4 防災会議その他関係機関との連絡調整に関する事。 5 気象予警報等の受理及び伝達に関する事。 6 各部との連絡調整に関する事。 7 北海道及び他市町村に対する応援派遣要請に関する事。 8 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。 9 防災行政無線等通信機能の総合的運用に関する事。 10 災害記録及び防災記録の総括に関する事。 11 被害状況調査の取り纏めの総括及び報告に関する事。 <u>12 救助法に基づく救助の実施の総括に関する事。</u> <u>13 行方不明者の把握等に関する事。</u> 		
	庶務班 (班長) 総務課長	総務課 職員係	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の出勤状況の記録に関する事。 2 警戒区域立入りに関する証明書発行に関する事。 3 災害対策従事者の公務災害補償に関する事。 4 労務供給対策に関する事。 5 災害に対する相談、苦情等の処理に関する事。 6 災害見舞者及び視察者の応接に 		庶務班 (班長) 総務課長	総務課 職員係	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の出勤状況の記録に関する事。 2 警戒区域立入りに関する証明書発行に関する事。 3 災害対策従事者の公務災害補償に関する事。 4 労務供給対策に関する事。 5 災害に対する相談、苦情等の処理に関する事。 6 災害見舞者及び視察者の応接に 		

頁	現 行				修 正 案				備 考
41				関すること。				関すること。	組織機構改革に伴う修正
	財政班 (班長) 財政課長 (副班長) 財政課主幹	財政課 会計課		1 公有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 本部職員その他出勤者に対する食糧・衣服等の調達及び配布に関すること。 4 車両の確保及び配車に関すること。	財政班 (班長) 財政課長 (副班長) 会計室長	財政課 会計室		1 公有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 本部職員その他出勤者に対する食糧・衣服等の調達及び配布に関すること。 4 車両の確保及び配車に関すること。	
	広報班 (班長) 企画振興課長 (副班長) <u>企画振興課主幹</u>	企画振興課		1 住民に対する災害情報等の広報に関すること。 2 <u>避難勧告・指示等</u> の伝達に関すること。 3 災害現場写真の撮影記録に関すること。 4 報道機関への情報提供に関すること。 5 被災地及び避難所における公聴に関すること。	広報班 (班長) 企画振興課長 (副班長) <u>企画振興課主幹</u>	企画振興課		1 住民に対する災害情報等の広報に関すること。 2 <u>避難勧告等</u> の伝達に関すること。 3 災害現場写真の撮影記録に関すること。 4 報道機関への情報提供に関すること。 5 被災地及び避難所における公聴に関すること。	字句修正
	情報支援班 (班長) 税務課長	税務課		1 初動期における生命危険情報の収集に関すること。 2 一般家屋被害調査及び被災世帯調査に関すること。 3 被災証明に関すること。	情報支援班 (班長) 税務課長	税務課		1 初動期における生命危険情報の収集に関すること。 2 一般家屋被害調査及び被災世帯調査に関すること。 3 被災証明に関すること。	
	<u>山部地区対策班</u> (班長) <u>山部支所長</u> <u>東山地区対策班</u> (班長) <u>東山支所長</u>	<u>山部支所</u> <u>東山支所</u> <u>東山公民館</u>		<u>(両班共通)</u> 1 <u>支所管轄地域内の災害被害調査及び情報収集並びに連絡に関すること。</u> 2 <u>防災行政無線の中継に関すること。</u>	<u>山部地区対策班</u> (班長) <u>山部支所長</u> <u>東山地区対策班</u> (班長) <u>東山支所長</u>	<u>山部支所</u> <u>東山支所</u> <u>東山公民館</u>		(両班共通) 1 支所管轄地域内の災害被害調査及び情報収集並びに連絡に関すること。 2 防災行政無線の中継に関すること。	

頁	現 行				修 正 案				備 考																
41	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="311 317 504 688"> <u>輸送班</u> (班長) 市民環境課 長 (副班長) 市民環境課 主幹 </td> <td data-bbox="504 317 685 688"> <u>市民環境課</u> <u>市民年金係</u> <u>交通生活係</u> <u>議会事務局</u> <u>監査事務局</u> <u>選管事務局</u> </td> <td data-bbox="685 317 854 688"> <u>1 物資及び人員応急輸送に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 人的被害調査に関する</u> <u>こと。</u> </td> <td data-bbox="854 317 1338 688"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 688 504 1371"> <u>環境・防疫班</u> (班長) 市民環境課 長 (副班長) 市民環境課 主幹 </td> <td data-bbox="504 688 685 1371"> <u>市民環境課</u> <u>環境係</u> <u>リサイクル</u> <u>センター</u> </td> <td data-bbox="685 688 854 1371"> <u>1 死体の処理及び埋葬に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 災害時の清掃及び廃棄物の処理</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 災害時の公害防止対策に関する</u> <u>こと。</u> <u>4 避難所におけるごみ処理及び仮</u> <u>設トイレのし尿処理に関する</u> <u>こと。</u> <u>5 衛生施設被害状況調査及び応急</u> <u>対策に関する</u> <u>こと。</u> <u>6 死亡獣畜(家畜を除く。)の処理</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> <u>7 被災地の防疫活動に関する</u> <u>こと。</u> </td> <td data-bbox="854 688 1338 1371"></td> </tr> </table>				<u>輸送班</u> (班長) 市民環境課 長 (副班長) 市民環境課 主幹	<u>市民環境課</u> <u>市民年金係</u> <u>交通生活係</u> <u>議会事務局</u> <u>監査事務局</u> <u>選管事務局</u>	<u>1 物資及び人員応急輸送に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 人的被害調査に関する</u> <u>こと。</u>		<u>環境・防疫班</u> (班長) 市民環境課 長 (副班長) 市民環境課 主幹	<u>市民環境課</u> <u>環境係</u> <u>リサイクル</u> <u>センター</u>	<u>1 死体の処理及び埋葬に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 災害時の清掃及び廃棄物の処理</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 災害時の公害防止対策に関する</u> <u>こと。</u> <u>4 避難所におけるごみ処理及び仮</u> <u>設トイレのし尿処理に関する</u> <u>こと。</u> <u>5 衛生施設被害状況調査及び応急</u> <u>対策に関する</u> <u>こと。</u> <u>6 死亡獣畜(家畜を除く。)の処理</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> <u>7 被災地の防疫活動に関する</u> <u>こと。</u>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1383 317 1576 688"> 輸送班 (班長) 市民環境課 長 (副班長) 市民環境課 主幹 </td> <td data-bbox="1576 317 1757 688"> 市民環境課 市民年金係 交通生活係 議会事務局 監査事務局 選管事務局 </td> <td data-bbox="1757 317 1926 688"> 1—物資及び人員応急輸送に関する こと。 2—人的被害調査に関する こと。 </td> <td data-bbox="1926 317 2410 688"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 688 1576 1371"> 環境・防疫班 (班長) 市民環境課 長 (副班長) 市民環境課 主幹 </td> <td data-bbox="1576 688 1757 1371"> 市民環境課 環境係 リサイクル センター </td> <td data-bbox="1757 688 1926 1371"> 1—死体の処理及び埋葬に関する こと。 2—災害時の清掃及び廃棄物の処理 に関する こと。 3—災害時の公害防止対策に関する こと。 4—避難所におけるごみ処理及び仮 設トイレのし尿処理に関する こと。 5—衛生施設被害状況調査及び応急 対策に関する こと。 6—死亡獣畜(家畜を除く。)の処理 に関する こと。 7—被災地の防疫活動に関する こと。 </td> <td data-bbox="1926 688 2410 1371"></td> </tr> </table>				輸送班 (班長) 市民環境課 長 (副班長) 市民環境課 主幹	市民環境課 市民年金係 交通生活係 議会事務局 監査事務局 選管事務局	1—物資及び人員応急輸送に関する こと。 2—人的被害調査に関する こと。		環境・防疫班 (班長) 市民環境課 長 (副班長) 市民環境課 主幹	市民環境課 環境係 リサイクル センター	1—死体の処理及び埋葬に関する こと。 2—災害時の清掃及び廃棄物の処理 に関する こと。 3—災害時の公害防止対策に関する こと。 4—避難所におけるごみ処理及び仮 設トイレのし尿処理に関する こと。 5—衛生施設被害状況調査及び応急 対策に関する こと。 6—死亡獣畜(家畜を除く。)の処理 に関する こと。 7—被災地の防疫活動に関する こと。		組織機構改革に伴う 修正
<u>輸送班</u> (班長) 市民環境課 長 (副班長) 市民環境課 主幹	<u>市民環境課</u> <u>市民年金係</u> <u>交通生活係</u> <u>議会事務局</u> <u>監査事務局</u> <u>選管事務局</u>	<u>1 物資及び人員応急輸送に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 人的被害調査に関する</u> <u>こと。</u>																							
<u>環境・防疫班</u> (班長) 市民環境課 長 (副班長) 市民環境課 主幹	<u>市民環境課</u> <u>環境係</u> <u>リサイクル</u> <u>センター</u>	<u>1 死体の処理及び埋葬に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 災害時の清掃及び廃棄物の処理</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 災害時の公害防止対策に関する</u> <u>こと。</u> <u>4 避難所におけるごみ処理及び仮</u> <u>設トイレのし尿処理に関する</u> <u>こと。</u> <u>5 衛生施設被害状況調査及び応急</u> <u>対策に関する</u> <u>こと。</u> <u>6 死亡獣畜(家畜を除く。)の処理</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> <u>7 被災地の防疫活動に関する</u> <u>こと。</u>																							
輸送班 (班長) 市民環境課 長 (副班長) 市民環境課 主幹	市民環境課 市民年金係 交通生活係 議会事務局 監査事務局 選管事務局	1—物資及び人員応急輸送に関する こと。 2—人的被害調査に関する こと。																							
環境・防疫班 (班長) 市民環境課 長 (副班長) 市民環境課 主幹	市民環境課 環境係 リサイクル センター	1—死体の処理及び埋葬に関する こと。 2—災害時の清掃及び廃棄物の処理 に関する こと。 3—災害時の公害防止対策に関する こと。 4—避難所におけるごみ処理及び仮 設トイレのし尿処理に関する こと。 5—衛生施設被害状況調査及び応急 対策に関する こと。 6—死亡獣畜(家畜を除く。)の処理 に関する こと。 7—被災地の防疫活動に関する こと。																							
(新設)				<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1383 1430 1576 1843"> <u>市民生活対策</u> <u>部</u> <u>部長</u> <u>市民生活部長</u> </td> <td data-bbox="1576 1430 1757 1843"> <u>山部地区対</u> <u>策班</u> (班長) <u>山部支所長</u> <u>東山地区対</u> <u>策班</u> (班長) <u>東山支所長</u> </td> <td data-bbox="1757 1430 1926 1843"> <u>山部支所</u> <u>東山支所</u> <u>東山公民館</u> </td> <td data-bbox="1926 1430 2410 1843"> <u>(両班共通)</u> <u>1 支所管轄地域内の災害被害調査</u> <u>及び情報収集並びに連絡に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 防災行政無線の中継に関する</u> <u>こと。</u> </td> </tr> </table>				<u>市民生活対策</u> <u>部</u> <u>部長</u> <u>市民生活部長</u>	<u>山部地区対</u> <u>策班</u> (班長) <u>山部支所長</u> <u>東山地区対</u> <u>策班</u> (班長) <u>東山支所長</u>	<u>山部支所</u> <u>東山支所</u> <u>東山公民館</u>	<u>(両班共通)</u> <u>1 支所管轄地域内の災害被害調査</u> <u>及び情報収集並びに連絡に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 防災行政無線の中継に関する</u> <u>こと。</u>														
<u>市民生活対策</u> <u>部</u> <u>部長</u> <u>市民生活部長</u>	<u>山部地区対</u> <u>策班</u> (班長) <u>山部支所長</u> <u>東山地区対</u> <u>策班</u> (班長) <u>東山支所長</u>	<u>山部支所</u> <u>東山支所</u> <u>東山公民館</u>	<u>(両班共通)</u> <u>1 支所管轄地域内の災害被害調査</u> <u>及び情報収集並びに連絡に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 防災行政無線の中継に関する</u> <u>こと。</u>																						

頁	現 行	修 正 案	備 考								
41	(新設)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1386 310 1573 856">市民生活対策部</td> <td data-bbox="1578 310 1757 856"> <u>輸送班</u> <u>(班長)</u> <u>市民課長</u> <u>(副班長)</u> <u>市民協働課長</u> </td> <td data-bbox="1762 310 1929 856"> <u>市民課</u> <u>市民協働課</u> <u>ふれあいセンター</u> <u>議会事務局</u> <u>監査事務局</u> <u>選管事務局</u> </td> <td data-bbox="1935 310 2418 856"> <u>1 物資及び人員応急輸送に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 人的被害調査に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 避難所(地域会館等)の開設に</u> <u>するこ</u> <u>と。</u> <u>4 福祉避難所の開設・運営に関する</u> <u>こと。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 861 1573 1453">部長 市民生活部長</td> <td data-bbox="1578 861 1757 1453"> <u>環境・防疫班</u> <u>(班長)</u> <u>環境課長</u> </td> <td data-bbox="1762 861 1929 1453"> <u>環境課</u> <u>リサイクル</u> <u>センター</u> </td> <td data-bbox="1935 861 2418 1453"> <u>1 死体の処理及び埋葬に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 災害時の清掃及び廃棄物の処理</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 災害時の公害防止対策に関する</u> <u>こと。</u> <u>4 避難所におけるごみ処理及び仮</u> <u>設トイレのし尿処理に関する</u> <u>こと。</u> <u>5 衛生施設被害状況調査及び応急</u> <u>対策に関する</u> <u>こと。</u> <u>6 死亡獣畜(家畜を除く。)の処理</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> <u>7 被災地の防疫活動に関する</u> <u>こと。</u> </td> </tr> </table>	市民生活対策部	<u>輸送班</u> <u>(班長)</u> <u>市民課長</u> <u>(副班長)</u> <u>市民協働課長</u>	<u>市民課</u> <u>市民協働課</u> <u>ふれあいセンター</u> <u>議会事務局</u> <u>監査事務局</u> <u>選管事務局</u>	<u>1 物資及び人員応急輸送に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 人的被害調査に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 避難所(地域会館等)の開設に</u> <u>するこ</u> <u>と。</u> <u>4 福祉避難所の開設・運営に関する</u> <u>こと。</u>	部長 市民生活部長	<u>環境・防疫班</u> <u>(班長)</u> <u>環境課長</u>	<u>環境課</u> <u>リサイクル</u> <u>センター</u>	<u>1 死体の処理及び埋葬に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 災害時の清掃及び廃棄物の処理</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 災害時の公害防止対策に関する</u> <u>こと。</u> <u>4 避難所におけるごみ処理及び仮</u> <u>設トイレのし尿処理に関する</u> <u>こと。</u> <u>5 衛生施設被害状況調査及び応急</u> <u>対策に関する</u> <u>こと。</u> <u>6 死亡獣畜(家畜を除く。)の処理</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> <u>7 被災地の防疫活動に関する</u> <u>こと。</u>	組織機構改革に伴う修正
市民生活対策部	<u>輸送班</u> <u>(班長)</u> <u>市民課長</u> <u>(副班長)</u> <u>市民協働課長</u>	<u>市民課</u> <u>市民協働課</u> <u>ふれあいセンター</u> <u>議会事務局</u> <u>監査事務局</u> <u>選管事務局</u>	<u>1 物資及び人員応急輸送に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 人的被害調査に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 避難所(地域会館等)の開設に</u> <u>するこ</u> <u>と。</u> <u>4 福祉避難所の開設・運営に関する</u> <u>こと。</u>								
部長 市民生活部長	<u>環境・防疫班</u> <u>(班長)</u> <u>環境課長</u>	<u>環境課</u> <u>リサイクル</u> <u>センター</u>	<u>1 死体の処理及び埋葬に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 災害時の清掃及び廃棄物の処理</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 災害時の公害防止対策に関する</u> <u>こと。</u> <u>4 避難所におけるごみ処理及び仮</u> <u>設トイレのし尿処理に関する</u> <u>こと。</u> <u>5 衛生施設被害状況調査及び応急</u> <u>対策に関する</u> <u>こと。</u> <u>6 死亡獣畜(家畜を除く。)の処理</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> <u>7 被災地の防疫活動に関する</u> <u>こと。</u>								
42	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="311 1495 504 1873">保健福祉対策部 部長 保健福祉部長</td> <td data-bbox="510 1495 688 1873"> <u>救護班</u> <u>(班長)</u> <u>こども未来</u> <u>課長</u> <u>(副班長)</u> <u>こども未来</u> <u>課主幹</u> </td> <td data-bbox="694 1495 860 1873"> <u>こども未来</u> <u>課</u> </td> <td data-bbox="866 1495 1350 1873"> <u>1 救助法に基づく救助の実施の総</u> <u>括に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 福祉施設の被害調査及び応急対</u> <u>策に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 行方不明者の把握等に関する</u> <u>こ</u> <u>と。</u> </td> </tr> </table>	保健福祉対策部 部長 保健福祉部長	<u>救護班</u> <u>(班長)</u> <u>こども未来</u> <u>課長</u> <u>(副班長)</u> <u>こども未来</u> <u>課主幹</u>	<u>こども未来</u> <u>課</u>	<u>1 救助法に基づく救助の実施の総</u> <u>括に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 福祉施設の被害調査及び応急対</u> <u>策に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 行方不明者の把握等に関する</u> <u>こ</u> <u>と。</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1386 1495 1573 1873">保健福祉対策部 部長 保健福祉部長</td> <td data-bbox="1578 1495 1757 1873"> <u>救護班</u> <u>(班長)</u> <u>こども未来</u> <u>課長</u> <u>(副班長)</u> <u>こども未来</u> <u>課主幹</u> </td> <td data-bbox="1762 1495 1929 1873"> <u>こども未来</u> <u>課</u> </td> <td data-bbox="1935 1495 2418 1873"> <u>1 救助法に基づく救助の実施の総</u> <u>括に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 福祉施設の被害調査及び応急対</u> <u>策に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 行方不明者の把握等に関する</u> <u>こ</u> <u>と。</u> </td> </tr> </table>	保健福祉対策部 部長 保健福祉部長	<u>救護班</u> <u>(班長)</u> <u>こども未来</u> <u>課長</u> <u>(副班長)</u> <u>こども未来</u> <u>課主幹</u>	<u>こども未来</u> <u>課</u>	<u>1 救助法に基づく救助の実施の総</u> <u>括に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 福祉施設の被害調査及び応急対</u> <u>策に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 行方不明者の把握等に関する</u> <u>こ</u> <u>と。</u>	
保健福祉対策部 部長 保健福祉部長	<u>救護班</u> <u>(班長)</u> <u>こども未来</u> <u>課長</u> <u>(副班長)</u> <u>こども未来</u> <u>課主幹</u>	<u>こども未来</u> <u>課</u>	<u>1 救助法に基づく救助の実施の総</u> <u>括に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 福祉施設の被害調査及び応急対</u> <u>策に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 行方不明者の把握等に関する</u> <u>こ</u> <u>と。</u>								
保健福祉対策部 部長 保健福祉部長	<u>救護班</u> <u>(班長)</u> <u>こども未来</u> <u>課長</u> <u>(副班長)</u> <u>こども未来</u> <u>課主幹</u>	<u>こども未来</u> <u>課</u>	<u>1 救助法に基づく救助の実施の総</u> <u>括に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 福祉施設の被害調査及び応急対</u> <u>策に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 行方不明者の把握等に関する</u> <u>こ</u> <u>と。</u>								

頁	現 行			修 正 案			備 考										
42	副部長 看護専門学校 長	<u>避難所・要援護者班</u> <u>(班長)</u> <u>福祉支援課長</u> <u>(副班長)</u> <u>ふれあいセンター</u> <u>所長</u>	<u>福祉支援課</u> <u>ふれあいセンター</u>	1 独居老人、障がい者の安否確認及び救出に関する事 2 住民の避難誘導に関する事 3 避難所の開設に関する事 4 福祉避難所の開設・運営に関する事 5 被災者の給食炊き出しに関する事 6 被災者への被服、寝具その他生活必需品の調達及び給与に関する事 7 日赤その他民間団体との連絡調整に関する事 8 義援金の募集及び配分に関する事 9 被災者に対する見舞金に関する事 10 被災者に対する生活保護に関する事	副部長 看護専門学校 長	保健・医療班 (班長) 保健医療課長 (副班長) 看護専門学校事務課長	保健医療課 看護専門学校	1 保健医療施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災者に対する保健指導に関する事 3 緊急医薬品、衛生用品の調達及び供給に関する事 4 医療救護所の開設に関する事 5 医師会及び歯科医師会との連絡調整に関する事 6 被災者の保健・医療に関する事	副部長 看護専門学校 長	<u>福祉班</u> <u>(班長)</u> <u>福祉課長</u> <u>(副班長)</u> <u>高齢者福祉課長</u>	<u>福祉課</u> <u>高齢者福祉課</u>	1 独居老人、障がい者等の安否確認及び救出に関する事 2 住民の避難誘導に関する事 3 避難所の開設・運営に関する事 4 福祉避難所の開設・運営に関する事 5 被災者の給食炊き出しに関する事 6 被災者への被服、寝具その他生活必需品の調達及び給与に関する事 7 日赤その他民間団体との連絡調整に関する事 8 義援金の募集及び配分に関する事 9 被災者に対する見舞金に関する事 10 被災者に対する生活保護に関する事 <u>11 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。</u>	副部長 看護専門学校 長	保健・医療班 (班長) 保健医療課長 (副班長) 看護専門学校事務課長	保健医療課 看護専門学校	1 保健医療施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災者に対する保健指導に関する事 3 緊急医薬品、衛生用品の調達及び供給に関する事 4 医療救護所の開設に関する事 5 医師会及び歯科医師会との連絡調整に関する事 6 被災者の保健・医療に関する事	組織機構改革に伴う修正

頁	現 行				修 正 案				備 考
43	教育対策部 部長 教育部長	学校教育班 (班長) 学校教育課 長 (副班長) 社会教育課 長	学校教育課 社会教育課 図書館 生涯学習セ ンター	1 学校長に対する 避難勧告・指示 伝達に関する事 こと。 2 教育施設及び文化財の被害調査 及び応急対策に関する事 こと。 3 児童生徒の応急教育対策に関 する事 こと。 4 被災児童生徒に対する教科書及 び学用品等の給与に関する事 こと。	教育対策部 部長 教育部長	学校教育班 (班長) 学校教育課 長 社会教育班 (班長) 社会教育課 長 幼児教育班 (班長) こども未来 課長	学校教育課 社会教育課 生涯学習セ ンター こども未来 課 図書館	1 学校長及び園長に対する 避難勧告等の 伝達に関する事 こと。 2 避難所の開設・運営に関するこ と。 2-3 教育施設、 保育施設 及び文化財 の被害調査及び応急対策に関 する事 こと。 3-4 児童生徒の応急教育対策に関 する事 こと。 4-5 被災児童生徒に対する教科書 及び学用品等の給与に関する事 こと。	組織機構改革に伴う 修正
	(略)				(略)				

富良野市地域防災計画新旧対照表（第4章 災害応急対策計画）

審議事項	資料2
令和元年度	富良野市防災会議

頁	現 行	修 正 案	備 考																																										
57	<p>第9節 避難対策計画</p> <p>この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難の勧告又は指示を行い、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。</p> <p>(略)</p>	<p>第9節 避難対策計画</p> <p>この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難勧告等を発令し、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。</p> <p>(略)</p>	名称変更に伴う修正																																										
58	<p>1. 避難実施責任者及び要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>避難の勧告・指示を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>基本法第60条第1項～第5項</td> </tr> <tr> <td>北海道知事</td> <td>□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>基本法第60条第6項～第8項</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合</td> <td>基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</td> <td>□人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合</td> <td>自衛隊法第94条</td> </tr> <tr> <td>北海道知事、知事の命を受けた北海道職員</td> <td>□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>水防法第22条 地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>水防法第22条</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 連絡及び協力 (略)</p>	実施責任者	避難の勧告・指示を行う要件	根拠法令	市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条第1項～第5項	北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第60条第6項～第8項	警察官	□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	□人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合	自衛隊法第94条	北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条	水防管理者	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条	<p>1. 避難実施責任者及び要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>避難勧告等を発令する要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>基本法第60条第1項～第5項</td> </tr> <tr> <td>北海道知事</td> <td>□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>基本法第60条第6項～第8項</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合</td> <td>基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</td> <td>□人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合</td> <td>自衛隊法第94条</td> </tr> <tr> <td>北海道知事、知事の命を受けた北海道職員</td> <td>□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>水防法第22条 地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>水防法第22条</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 連絡及び協力 (略)</p>	実施責任者	避難勧告等を発令する要件	根拠法令	市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条第1項～第5項	北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第60条第6項～第8項	警察官	□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	□人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合	自衛隊法第94条	北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条	水防管理者	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条	名称変更に伴う修正
実施責任者	避難の勧告・指示を行う要件	根拠法令																																											
市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条第1項～第5項																																											
北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第60条第6項～第8項																																											
警察官	□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条																																											
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	□人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合	自衛隊法第94条																																											
北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条																																											
水防管理者	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条																																											
実施責任者	避難勧告等を発令する要件	根拠法令																																											
市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条第1項～第5項																																											
北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第60条第6項～第8項																																											
警察官	□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条																																											
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	□人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合	自衛隊法第94条																																											
北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条																																											
水防管理者	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条																																											

頁	現 行	修 正 案	備 考																
58	<p>■避難準備、勧告、指示区分の基準及び発令</p> <p>市長は、市域の河川特性や土砂災害特性等を考慮し、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」にしたがい、避難指示、避難勧告等の発令及び避難準備情報の発令を行う。 (マニュアル編：避難勧告等の判断・伝達マニュアル)</p> <table border="1" data-bbox="341 399 1320 1165"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備</td> <td> 1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> 1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> 1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	発 令 基 準	避難準備	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。	避難勧告	1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。	避難指示	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。	<p>■避難勧告等の区分の基準及び発令</p> <p>市長は、市域の河川特性や土砂災害特性等を考慮し、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」にしたがい、避難指示、避難勧告等の発令及び避難準備情報の発令を行う。 (マニュアル編：避難勧告等の判断・伝達マニュアル)</p> <table border="1" data-bbox="1409 399 2389 1207"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> 1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> 1 避難準備・高齢者等避難開始発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 </td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td> 1 避難勧告 (又は避難準備・高齢者等避難開始) 発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	発 令 基 準	避難準備・ 高齢者等避難開始	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。	避難勧告	1 避難準備・高齢者等避難開始発令時 より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。	避難指示 (緊急)	1 避難勧告 (又は避難準備・高齢者等避難開始) 発令時 より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p>
種 別	発 令 基 準																		
避難準備	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。																		
避難勧告	1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。																		
避難指示	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。																		
種 別	発 令 基 準																		
避難準備・ 高齢者等避難開始	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。																		
避難勧告	1 避難準備・高齢者等避難開始発令時 より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。																		
避難指示 (緊急)	1 避難勧告 (又は避難準備・高齢者等避難開始) 発令時 より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。																		
59	<p>■避難準備、勧告又は指示の周知</p> <p>市長は、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、エリアメール、市ホームページ、地域 FM ラジオその他の方法により市民等に周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。避難準備、避難勧告又は指示を行う場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。 <u>(資料編 9 - 4 2 : 災害時における放送の協力に関する協定)</u> <u>(資料編 9 - 2 4 : 災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定)</u></p> <p>1. 周知すべき避難準備、勧告、指示事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難準備、避難の勧告又は指示の趣旨 (2) 避難準備、避難の勧告又は指示がだされた地域名 (3) 避難場所 (4) 避難の経路及び誘導方法 	<p>■避難勧告等の周知</p> <p>市長は、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール(エリアメール)、市ホームページ、フェイスブック、地域 FM ラジオ、サイレンその他の方法により市民等に周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。避難勧告等を発令する場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。 <u>(資料編 9 - 4 2 : 災害時における放送の協力に関する協定)</u> <u>(資料編 9 - 2 4 : 災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定)</u></p> <p>1. 周知すべき避難勧告等を発令する場合の伝達事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難勧告等発令の趣旨 (2) 避難勧告等が発令された地域名 (3) 避難場所 (4) 避難の経路及び誘導方法 	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>伝達方法の追加、字句修正</p> <p>伝達方法追加</p> <p>名称変更に伴う修正</p>																

頁	現 行	修 正 案	備 考
59	<p>(5) その他注意事項等</p> <p>2. 周知の方法</p> <p>住民に対する避難の勧告、指示の周知方法は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) サイレンによる方法 消防機関のサイレンを吹鳴する。</p> <p>(2) 広報車による方法 市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。 なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。</p> <p>(3) メール等による方法 安全・安心メール、エリアメール及び市ホームページにより、市民等に周知する。</p> <p>(4) 公共放送による方法 NHK、民間放送局、地域 FM ラジオに対し、避難の勧告、指示を行った旨を連絡し、市民等に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。</p> <p>(5) 伝達員等による方法 避難の勧告、指示をした時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務対策部広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に要配慮者に留意する。また、メガホンや電話なども利用する。</p>	<p>(5) その他注意事項等</p> <p>2. 周知の方法</p> <p>住民に対する避難勧告等の周知方法は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) サイレンによる方法 消防機関のサイレンを吹鳴する。</p> <p>(2) 広報車による方法 市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。 なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。</p> <p>(3) メール等による方法 安全・安心メール、緊急速報メール(エリアメール)、フェイスブック及び市ホームページにより、市民等に周知する。</p> <p>(4) 公共放送による方法 NHK、民間放送局、地域 FM ラジオに対し、避難勧告等を発令した旨を連絡し、市民等に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。</p> <p>(5) 伝達員等による方法 避難勧告等を発令した時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務対策部広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に要配慮者に留意する。また、メガホンや電話なども利用する。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>伝達方法追加 字句修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p>
60	<p>3. 避難に関する留意点</p> <p>(略)</p> <p>■避難方法</p> <p>市民等の避難誘導は、保健福祉対策部避難所・要援護者班が誘導員としてこれを行い、誘導にあたっては要配慮者を優先し、状況により消防職員・消防団員・警察官・自衛官等・自主防災組織等の協力を得ることとする。</p> <p>■避難所の開設及び運営</p> <p>(略)</p> <p>1. 要配慮者等避難施設</p> <p>市長は、大規模災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた</p>	<p>3. 避難に関する留意点</p> <p>(略)</p> <p>■避難方法</p> <p>市民等の避難誘導は、保健福祉対策部福祉班が誘導員としてこれを行い、誘導にあたっては要配慮者を優先し、状況により消防職員・消防団員・警察官・自衛官等・地域連合会・町内会・自主防災組織・富良野市民生委員・児童委員協議会等の協力を得ることとする。</p> <p>■避難所の開設及び運営</p> <p>(略)</p> <p>1. 要配慮者等避難施設</p> <p>市長は、大規模災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた</p>	<p>災害対策本部事務分 掌見直しによる修正</p> <p>共助の充実</p>

頁	現 行	修 正 案	備 考
61	<p>場合、要配慮者を受け入れるため、福祉避難所を開設するとともに、社会福祉施設等の福祉施設に受け入れ等について要請する。また、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるようにする。 <u>(資料編 9 - 1 8 : 災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定)</u> <u>(資料編 9 - 2 2 : 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定)</u></p> <p>2. 避難所開設状況等の報告 市長は、避難所を開設する必要があると判断した場合は、避難所管理者にその旨を連絡するとともに、保健福祉対策部避難所・要援護者班の職員を連絡員として駐在させ、避難住民の実態把握・保護・本部との情報連絡を担当させ、「避難所設置及び収容状況」及び「避難世帯調査票」を作成する。 <u>(資料編 4 - 1 3 : 避難所設置及び収容状況)</u> <u>(資料編 4 - 1 4 : 避難世帯調査票)</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>場合、要配慮者を受け入れるため、福祉避難所を開設するとともに、社会福祉施設等の福祉施設に受け入れ等について要請する。また、旅館やホテル等と<u>予め協定を締結し</u>避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるようにする。 <u>(資料編 9 - 1 8 : 災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定)</u> <u>(資料編 9 - 2 2 : 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定)</u></p> <p>2. 避難所開設状況等の報告 市長は、避難所を開設する必要があると判断した場合は、避難所管理者にその旨を連絡するとともに、保健福祉対策部福祉班又は教育対策部の職員を連絡員として駐在させ、避難住民の実態把握・保護・本部との情報連絡を担当させ、「避難所設置及び収容状況」及び「避難世帯調査票」を作成する。 <u>(資料編 4 - 1 3 : 避難所設置及び収容状況)</u> <u>(資料編 4 - 1 4 : 避難世帯調査票)</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>北海道地域防災計画 改正による修正</p> <p>災害対策本部事務分 掌見直しによる修正</p>
61	<p>■関係機関への報告</p> <p>1. 避難勧告、指示発令の報告 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したときは、次の事項を速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。市長以外の実施責任者が勧告又は指示を行った旨の通知を受けたときも同様とする。 なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに、北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。 (1) 避難の勧告又は指示の発令者 (2) 発令の理由 (3) 発令日時 (4) 避難の対象区域 (5) 避難先</p> <p>2. (略)</p>	<p>■関係機関への報告</p> <p>1. 避難勧告等発令の報告 市長は、避難勧告等を発令したときは、次の事項を速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。市長以外の実施責任者が避難勧告等を発令した旨の通知を受けたときも同様とする。 なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに、北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。 (1) 避難勧告等の発令者 (2) 発令の理由 (3) 発令日時 (4) 避難の対象区域 (5) 避難先</p> <p>2. (略)</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

頁	現 行	修 正 案	備 考
64	<p>第 1 1 節 災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>■応急対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>1. ～ 4. (略)</p>	<p>第 1 1 節 災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>■応急対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>1. ～ 4. (略)</p>	
65	<p>5. 避難の勧告・指示</p> <p>市長が指示することができないとき、又は市長から要求があったときに住民等に対し、避難の勧告・指示を行う。</p>	<p>5. 避難勧告等の発令</p> <p>市長が避難勧告等を発令することができないとき、又は市長から要求があったときに住民等に対し、避難勧告等を発令する。</p>	名称変更に伴う修正
67	<p>第 1 2 節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■緊急輸送のための交通規制</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急通行車両の確認手続</p> <p>北海道知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（富良野警察署長）は、振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。</p> <p>確認をしたものについては、車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。</p> <p>なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。</p> <p>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>(4) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>(5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項</p> <p>(6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>(7) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事</p>	<p>第 1 2 節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■緊急輸送のための交通規制</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急通行車両の確認手続</p> <p>北海道知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（富良野警察署長）は、振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。</p> <p>確認をしたものについては、車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。</p> <p>なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。</p> <p>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難勧告等に関する事項</p> <p>(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>(4) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>(5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項</p> <p>(6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>(7) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事</p>	名称変更に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	備 考
68	<p>項</p> <p>(8) 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>(9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項 (資料編4 - 6 : 緊急通行車両確認証明書)</p> <p>(略)</p> <p>第13節 輸送計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <p>市(総務対策部輸送班)は、災害応急対策のための輸送を行うとともに、関係機関等への要請などにあたる。</p> <p>(略)</p>	<p>項</p> <p>(8) 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>(9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項 (資料編4 - 6 : 緊急通行車両確認証明書)</p> <p>(略)</p> <p>第13節 輸送計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <p>市(市民生活対策部輸送班)は、災害応急対策のための輸送を行うとともに、関係機関等への要請などにあたる。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策本部事務分掌見直しによる修正</p>
69	<p>第14節 食料供給計画</p> <p>(略)</p>	<p>第14節 食料供給計画</p> <p>(略)</p>	
70	<p>■食料の供給対象者及び需要の把握等</p> <p>1. 供給対象者</p> <p>食料の供給対象者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 避難指示等に基づき避難場所に收容された者</p> <p>(2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者</p> <p>(3) 旅行者、市内通過者などで他に食糧を得る手段のない者</p> <p>(4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者</p> <p>(5) 災害応急活動従事者</p>	<p>■食料の供給対象者及び需要の把握等</p> <p>1. 供給対象者</p> <p>食料の供給対象者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 避難勧告等に基づき避難場所に收容された者</p> <p>(2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者</p> <p>(3) 旅行者、市内通過者などで他に食糧を得る手段のない者</p> <p>(4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者</p> <p>(5) 災害応急活動従事者</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

頁	現 行	修 正 案	備 考
71	<p>2. 需要の把握</p> <p>(1) 被災者等に対する食料の需要は各部各班が把握し、保健福祉対策部避難所・要援護者班が取りまとめて調達を行う。なお、特に災害弱者に配慮して需要を把握することに努める。</p> <p>(2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各部各班が把握し、総務対策部財政班が取りまとめて調達を行う。</p> <p>3. (略)</p> <p>■炊き出し</p> <p>被災者等に対する炊き出しは、保健福祉対策部避難所・要援護者班が市内給食施設等を利用するほか、仕出し業者、飲食店、旅館等に協力を要請する。なお、状況により、富良野市赤十字奉仕団に対し協力を要請する。また、各避難場所運営組織やボランティアの協力を得る。炊き出しの状況は、「炊き出し給与状況簿」に記録する。 (資料編9 - 20 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定) (資料編9 - 40 : 災害時における炊き出し業務及び救護活動に関する協定) (資料編4 - 18 : 炊き出し状況簿)</p> <p>(略)</p> <p>第17節 衣料、生活必需物資供給計画</p> <p>(略)</p>	<p>2. 需要の把握</p> <p>(1) 被災者等に対する食料の需要は各部各班が把握し、保健福祉対策部福祉班が取りまとめて調達を行う。なお、特に災害弱者に配慮して需要を把握することに努める。</p> <p>(2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各部各班が把握し、総務対策部財政班が取りまとめて調達を行う。</p> <p>3. (略)</p> <p>■炊き出し</p> <p>被災者等に対する炊き出しは、保健福祉対策部福祉班が市内給食施設等を利用するほか、仕出し業者、飲食店、旅館等に協力を要請する。なお、状況により、富良野市赤十字奉仕団に対し協力を要請する。また、各避難場所運営組織やボランティアの協力を得る。炊き出しの状況は、「炊き出し給与状況簿」に記録する。 (資料編9 - 20 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定) (資料編9 - 40 : 災害時における炊き出し業務及び救護活動に関する協定) (資料編4 - 18 : 炊き出し状況簿)</p> <p>(略)</p> <p>第17節 衣料、生活必需物資供給計画</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策本部事務分掌見直しによる修正</p> <p>災害対策本部事務分掌見直しによる修正</p>
74	<p>■実施の方法</p> <p>1. 物資の調達及び配分</p> <p>総務対策部情報支援班による被災世帯構成人員調査に基づき、保健福祉対策部避難所・要援護者班が物資を調達し、配分を行う。また、必要に応じて町内会や赤十字奉仕団に協力を依頼する。</p> <p>市内で必要数量を確保することが困難な場合は、上川総合振興局に協力を要請する。 (資料編9 - 20 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定) (資料編9 - 32 : 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定)</p>	<p>■実施の方法</p> <p>1. 物資の調達及び配分</p> <p>総務対策部情報支援班による被災世帯構成人員調査に基づき、保健福祉対策部福祉班が物資を調達し、配分を行う。また、必要に応じて町内会や赤十字奉仕団に協力を依頼する。</p> <p>市内で必要数量を確保することが困難な場合は、上川総合振興局に協力を要請する。 (資料編9 - 20 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定) (資料編9 - 32 : 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定)</p>	<p>災害対策本部事務分掌見直しによる修正</p>

頁	現 行	修 正 案	備 考
76	<p>第19節 医療救護計画</p> <p>(略)</p> <p>■対象者及び対象者の把握</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 対象者の把握</p> <p>総務対策部情報支援班が中心となり、医療及び助産等の救護を要する者を迅速に把握して保健福祉対策部医療・避難所班に連絡する。</p> <p>保健福祉対策部医療・避難所班は、直ちに富良野医師会・旭川歯科医師会に対する派遣要請、医療救護所の設置、患者の救急輸送、収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。</p> <p>(資料編9 - 13 : 災害時における医療救護活動に関する協定)</p> <p>(資料編9 - 15 : 災害時の歯科医療救護に関する協定)</p> <p>(資料編11 - 1 : 市内医療機関一覧)</p> <p>(略)</p>	<p>第19節 医療救護計画</p> <p>(略)</p> <p>■対象者及び対象者の把握</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 対象者の把握</p> <p>総務対策部情報支援班が中心となり、医療及び助産等の救護を要する者を迅速に把握して保健福祉対策部保健医療班に連絡する。</p> <p>保健福祉対策部保健医療班は、直ちに富良野医師会・旭川歯科医師会に対する派遣要請、医療救護所の設置、患者の救急輸送、収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。</p> <p>(資料編9 - 13 : 災害時における医療救護活動に関する協定)</p> <p>(資料編9 - 15 : 災害時の歯科医療救護に関する協定)</p> <p>(資料編11 - 1 : 市内医療機関一覧)</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策本部事務分掌見直しによる修正</p>
78	<p>第20節 防疫計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <p>市長(保健福祉対策部防疫班)は、北海道知事(上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室(富良野保健所)以下「富良野保健所」という。))の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を実施する。また、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。</p> <p>■防疫の実施組織</p> <p>(略)</p>	<p>第20節 防疫計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <p>市長(市民生活対策部環境・防疫班)は、北海道知事(上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室(富良野保健所)以下「富良野保健所」という。))の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を実施する。また、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。</p> <p>■防疫の実施組織</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策本部事務分掌見直しによる修正</p>

頁	現 行	修 正 案	備 考
78	<p>■防疫の措置</p> <p>保健福祉対策部防疫班は、感染症予防上必要があると認められる場合又は富良野地域保健室の指示があったときは、感染症法に基づき次の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症の病原体に汚染された場所の消毒 2. ねずみ族、昆虫等の駆除 3. 物件に係る消毒等の措置 4. 生活用水の供給 <p>(略)</p>	<p>■防疫の措置</p> <p>市民生活対策部環境・防疫班は、感染症予防上必要があると認められる場合又は富良野地域保健室の指示があったときは、感染症法に基づき次の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症の病原体に汚染された場所の消毒 2. ねずみ族、昆虫等の駆除 3. 物件に係る消毒等の措置 4. 生活用水の供給 <p>(略)</p>	災害対策本部事務分掌見直しによる修正
81	<p>第21節 廃棄物処理等計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ及びし尿 被災地におけるごみ及びし尿の収集処理は、市（市民対策部環境・防疫班）が実施するが、市のみでは実施することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を要請する。 <p>(略)</p>	<p>第21節 廃棄物処理等計画</p> <p>(略)</p> <p>■実施責任</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ及びし尿 被災地におけるごみ及びし尿の収集処理は、市（市民生活対策部環境・防疫班）が実施するが、市のみでは実施することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を要請する。 <p>(略)</p>	災害対策本部事務分掌見直しによる修正
105	<p>第35節 防災ボランティアとの連携計画</p> <p>(略)</p> <p>■災害ボランティアセンターの設置及び運営</p> <p>市内で震度6以上の地震が発生したとき、又は同程度の被害が発生したときは、市と社会福祉法人富良野市社会福祉協議会が協力し、災害ボランティアセンターを富良野市地域福祉センター内に設置する。ただし、被災状況等によっては、他の場所に設置することがある。</p> <p>災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う。市は随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として配置する。</p> <p>（資料編9 - 20：災害時におけるボランティア活動に関する協定）</p>	<p>第35節 防災ボランティアとの連携計画</p> <p>(略)</p> <p>■災害ボランティアセンターの設置及び運営</p> <p>市内で震度6以上の地震が発生したとき、又は同程度の被害が発生したときは、ボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう、市と社会福祉法人富良野市社会福祉協議会が協力し、災害ボランティアセンターを早期に富良野市地域福祉センター内に設置する。ただし、被災状況等によっては、他の場所に設置することがある。</p> <p>災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う。市は随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として配置する。</p> <p>（資料編9 - 20：災害時におけるボランティア活動に関する協定）</p>	北海道地域防災計画改正による修正

頁	現 行	修 正 案	備 考
110	<p data-bbox="314 279 700 310">第４０節 リ災証明の発行計画</p> <p data-bbox="314 369 388 401">(略)</p> <p data-bbox="314 459 700 491">■リ災証明等の交付体制の整備</p> <p data-bbox="314 506 1353 667">リ災証明は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査する職員の育成や、リ災証明書に関する行動規程等を整理し、遅滞なく交付できるよう、必要な業務の体制確保に努める。</p> <p data-bbox="314 682 1353 804">また、必要に応じて、個々の被災者の被害の<u>状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p> <p data-bbox="373 863 997 894"><u>(資料編４ - ７：リ災証明書・リ災証明発行記録)</u></p>	<p data-bbox="1383 279 1768 310">第４０節 リ災証明の発行計画</p> <p data-bbox="1383 369 1457 401">(略)</p> <p data-bbox="1383 459 1768 491">■リ災証明等の交付体制の整備</p> <p data-bbox="1383 506 2421 667">リ災証明は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査する職員の育成や、リ災証明書に関する行動規程等を整理し、遅滞なく交付できるよう、必要な業務の体制確保に努める。</p> <p data-bbox="1383 682 2421 804">また、必要に応じて、個々の被災者の被害の<u>程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報を活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p> <p data-bbox="1442 863 2065 894"><u>(資料編４ - ７：リ災証明書・リ災証明発行記録)</u></p>	<p data-bbox="2451 506 2703 579">北海道地域防災計画 改正による修正</p>

富良野市地域防災計画新旧対照表（第5章 震災対策計画）

審議事項	資料2
令和元年度	富良野市防災会議

頁	現 行	修 正 案	備 考												
116	第2節 被害想定 (略)	第2節 被害想定 (略)													
119	<p>■建築物・人的被害の想定 本市において想定する地震から、地区別の最大震度をもとに、建築物・人的被害を算定した場合、<u>富良野平野断層帯西部地震で木造住家全壊棟数の最大が2,538棟、最小で787棟、死者数の最大が1,627人、最小が1,253人、富良野平野断層帯東部地震で木造住家全壊棟数の最大が690棟、最小で265棟、死者数の最大が707人、最小が378人と想定される。</u> (資料編5 - 10 : 想定地震による地区別建物全壊率)</p> <p>(略)</p>	<p>■建築物・人的被害の想定 本市において想定する地震から、地区別の最大震度をもとに、建築物・人的被害を算定した場合、<u>全地区を合わせると、建築物の全壊は約500棟、半壊は2,320棟、死者数は約5人、負傷者は320人と想定される。</u> (資料編5 - 10 : 想定地震による地区別建物全壊率)</p> <p>(略)</p>	平成28年度耐震改修促進計画改定に伴う修正												
138	第16節 避難対策計画 この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し <u>避難の勧告又は指示を行い</u> 、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。	第16節 避難対策計画 この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し <u>避難勧告等を発令し</u> 、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。	名称変更に伴う修正												
139	<p>■避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長等避難実施責任者は、次により<u>避難のための立退きの勧告又は指示を行う。</u> また、市は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、<u>勧告又は指示</u>に関する事項について、助言を求める。</p> <p>1. 避難実施責任者及び要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>避難の勧告・指示を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>基本法第60条第1項～第5項</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	避難の勧告・指示を行う要件	根拠法令	市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条第1項～第5項	<p>■避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長等避難実施責任者は、次により<u>避難勧告等を発令する。</u> また、市は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、<u>避難勧告等</u>に関する事項について、助言を求める。</p> <p>1. 避難実施責任者及び要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>避難勧告等を発令する要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>基本法第60条第1項～第5項</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	避難勧告等を発令する要件	根拠法令	市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条第1項～第5項	名称変更に伴う修正
実施責任者	避難の勧告・指示を行う要件	根拠法令													
市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条第1項～第5項													
実施責任者	避難勧告等を発令する要件	根拠法令													
市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条第1項～第5項													

頁	現 行	修 正 案	備 考																
139	<p>(略)</p> <p>2. 連絡及び協力</p> <p>北海道知事、市長及び富良野警察署長は、避難のための立退きの<u>勧告又は指示を行った</u>場合は、相互に連絡を取り合うものとする。また、富良野警察署長は、市長が行う<u>避難勧告及び指示</u>について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断し、勧告等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。</p> <p>■<u>避難準備、勧告、指示</u>区分の基準</p> <table border="1" data-bbox="350 720 1323 1440"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備</td> <td> 1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 <u>要援護者</u>等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> 1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> 1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	発 令 基 準	避難準備	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 <u>要援護者</u> 等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。	避難勧告	1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。	避難指示	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。	<p>(略)</p> <p>2. 連絡及び協力</p> <p>北海道知事、市長及び富良野警察署長は、避難のための立退きの<u>避難勧告等を発令した</u>場合は、相互に連絡を取り合うものとする。また、富良野警察署長は、市長が行う<u>避難勧告等の発令</u>について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断し、勧告等<u>発令</u>の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。</p> <p>■<u>避難勧告等の</u>区分の基準</p> <table border="1" data-bbox="1418 720 2392 1486"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td> 1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 <u>要配慮者</u>等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> 1 <u>避難準備・高齢者等避難開始発令時</u>より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 </td> </tr> <tr> <td>避難指示 (<u>緊急</u>)</td> <td> 1 避難勧告 (<u>又は避難準備・高齢者等避難開始</u>) <u>発令時</u>より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	発 令 基 準	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 <u>要配慮者</u> 等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。	避難勧告	1 <u>避難準備・高齢者等避難開始発令時</u> より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。	避難指示 (<u>緊急</u>)	1 避難勧告 (<u>又は避難準備・高齢者等避難開始</u>) <u>発令時</u> より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p>
種 別	発 令 基 準																		
避難準備	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 <u>要援護者</u> 等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。																		
避難勧告	1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。																		
避難指示	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。																		
種 別	発 令 基 準																		
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 <u>要配慮者</u> 等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。																		
避難勧告	1 <u>避難準備・高齢者等避難開始発令時</u> より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。																		
避難指示 (<u>緊急</u>)	1 避難勧告 (<u>又は避難準備・高齢者等避難開始</u>) <u>発令時</u> より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。																		

頁	現 行	修 正 案	備 考
140	<p>■避難準備、勧告又は指示の周知</p> <p>市長は、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、エリアメール、市ホームページ、地域 FM ラジオその他の方法により市民等に周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。避難準備、避難勧告又は指示を行う場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。</p> <p>(資料編 9 - 4 2 : 災害時における放送の協力に関する協定)</p> <p>(資料編 9 - 2 4 : 災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定)</p> <p>1. 周知すべき避難準備、勧告、指示事項</p> <p>(1) 避難準備、避難の勧告又は指示の趣旨</p> <p>(2) 避難準備、避難の勧告又は指示がだされた地域名</p> <p>(3) 避難場所</p> <p>(4) 避難の経路及び誘導方法</p> <p>(5) その他注意事項等</p> <p>2. 周知の方法</p> <p>住民に対する避難の勧告、指示の周知方法は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) サイレンによる方法 消防機関のサイレンを吹鳴する。</p> <p>(2) 広報車による方法 市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。 なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。</p>	<p>■避難勧告等発令の周知</p> <p>市長は、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール(エリアメール)、市ホームページ、フェイスブック、地域 FM ラジオ、サイレンその他の方法により市民等に周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。避難勧告等を発令する場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。</p> <p>(資料編 9 - 4 2 : 災害時における放送の協力に関する協定)</p> <p>(資料編 9 - 2 4 : 災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定)</p> <p>1. 周知すべき避難準備、勧告、指示事項</p> <p>(1) 避難勧告等発令の趣旨</p> <p>(2) 避難勧告等が発令された地域名</p> <p>(3) 避難場所</p> <p>(4) 避難の経路及び誘導方法</p> <p>(5) その他注意事項等</p> <p>2. 周知の方法</p> <p>住民に対する避難勧告等発令の周知方法は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) サイレンによる方法 消防機関のサイレンを吹鳴する。</p> <p>(2) 広報車による方法 市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。 なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>伝達方法追加、字句修正</p> <p>伝達方法追加 名称変更に伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p>
141	<p>(4) メール等による方法 安全・安心メール、エリアメール及び市ホームページにより、市民等に周知する。</p> <p>(5) 公共放送による方法 NHK、民間放送局、地域 FM ラジオに対し、避難の勧告、指示を行った旨を連絡し、市民等に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。</p> <p>(6) 伝達員等による方法 避難の勧告、指示をした時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務対策部広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に要配慮者に留意する。また、メガホンや電話なども利用する。</p>	<p>(3) メール等による方法 安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール(エリアメール)、フェイスブック及び市ホームページにより、市民等に周知する。</p> <p>(4) 公共放送による方法 NHK、民間放送局、地域 FM ラジオに対し、避難勧告等を発令した旨を連絡し、市民等に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。</p> <p>(5) 伝達員等による方法 避難勧告等を発令した時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務対策部広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に要配慮者に留意する。また、メガホンや電話なども利用する。</p>	<p>() 番号修正</p> <p>伝達方法追加の加 字句修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p>

頁	現 行	修 正 案	備 考
141	<p>3. 避難に関する留意点</p> <p>(略)</p> <p>■避難方法 市民等の避難誘導は、保健福祉部避難所・要援護者班が誘導員としてこれを行い、誘導にあたっては要配慮者を優先し、状況により消防職員・消防団員・警察官・自衛官等・自主防災組織等の協力を得ることとする。</p> <p>(略)</p> <p>■避難所の開設及び運営</p> <p>(略)</p>	<p>3. 避難に関する留意点</p> <p>(略)</p> <p>■避難方法 市民等の避難誘導は、保健福祉対策部福祉班が誘導員としてこれを行い、誘導にあたっては要配慮者を優先し、状況により消防職員・消防団員・警察官・自衛官等・自主防災組織等の協力を得ることとする。</p> <p>(略)</p> <p>■避難所の開設及び運営</p> <p>(略)</p>	災害対策本部事務分掌見直しに伴う修正
142	<p>1. 要配慮者等避難施設 市長は、大規模災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、福祉避難所を開設するとともに、社会福祉施設等の福祉施設に受け入れ等について要請する。また、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるようにする。 <u>(資料編9 - 18 : 災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定)</u> <u>(資料編9 - 22 : 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定)</u></p> <p>2. 避難所開設状況等の報告 市長は、避難所を開設する必要があると判断した場合は、避難所管理者にその旨を連絡するとともに、保健福祉部避難所・要援護者班の職員を連絡員として駐在させ、避難住民の実態把握・保護・本部との情報連絡を担当させ、「避難所設置及び収容状況」及び「避難世帯調査票」を作成する。 (資料編4 - 13 : 避難所設置及び収容状況) (資料編4 - 14 : 避難世帯調査票)</p> <p>3. ～4. (略)</p> <p>■関係機関への報告</p> <p>1. 避難勧告、指示発令の報告 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したときは、次の事項を速やかに北海道知事(上川総合振興局長)に報告する。</p>	<p>1. 要配慮者等避難施設 市長は、大規模災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、福祉避難所を開設するとともに、社会福祉施設等の福祉施設に受け入れ等について要請する。また、旅館やホテル等と予め協定を締結し避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるようにする。 <u>(資料編9 - 18 : 災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定)</u> <u>(資料編9 - 22 : 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定)</u></p> <p>2. 避難所開設状況等の報告 市長は、避難所を開設する必要があると判断した場合は、避難所管理者にその旨を連絡するとともに、保健福祉部福祉班又は教育対策部の職員を連絡員として駐在させ、避難住民の実態把握・保護・本部との情報連絡を担当させ、「避難所設置及び収容状況」及び「避難世帯調査票」を作成する。 (資料編4 - 13 : 避難所設置及び収容状況) (資料編4 - 14 : 避難世帯調査票)</p> <p>3. ～4. (略)</p> <p>■関係機関への報告</p> <p>1. 避難勧告等発令の報告 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したときは、次の事項を速やかに北海道知事(上川総合振興局長)に報告する。</p>	北海道地域防災計画改正による修正 災害対策本部事務分掌見直しに伴う修正 名称変更に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	備 考
142	<p>市長以外の実施責任者が<u>勧告又は指示を行った</u>旨の通知を受けたときも同様とする。</p> <p>なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに、北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。</p> <p>(1) <u>避難の勧告又は指示</u>の発令者</p> <p>(2) 発令の理由</p> <p>(3) 発令日時</p> <p>(4) 避難の対象区域</p> <p>(5) 避難先</p>	<p>市長以外の実施責任者が<u>避難勧告等を発令した</u>旨の通知を受けたときも同様とする。</p> <p>なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに、北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。</p> <p>(1) <u>避難勧告等発令</u>の発令者</p> <p>(2) 発令の理由</p> <p>(3) 発令日時</p> <p>(4) 避難の対象区域</p> <p>(5) 避難先</p>	名称変更に伴う修正
145	<p>第18節 災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>■応急対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>1. ～4. (略)</p>	<p>第18節 災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>■応急対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>1. ～4. (略)</p>	
146	<p>5. <u>避難の勧告・指示</u></p> <p>市長が<u>指示</u>することができないとき、又は市長から要求があったときに住民等に対し、<u>避難の勧告・指示を行う</u>。</p>	<p>5. <u>避難勧告等の発令</u></p> <p>市長が<u>発令</u>することができないとき、又は市長から要求があったときに住民等に対し、<u>避難勧告等を発令する</u>。</p>	名称変更に伴う修正
146	<p>第19節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>第19節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p>	
148	<p>■緊急輸送のための交通規制</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急通行車両の確認手続</p>	<p>■緊急輸送のための交通規制</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急通行車両の確認手続</p>	

頁	現 行	修 正 案	備 考
148	<p>北海道知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（富良野警察署長）は、振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。</p> <p>確認をしたものについては、各車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。</p> <p>なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。</p> <p>（１）警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>（２）消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>（３）被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>（４）被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項（５）施設及び設備の応急復旧に関する事項</p> <p>（６）清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>（７）犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>（８）緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>（９）その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関する事項</p> <p>（資料編４－６：緊急通行車両確認証明書）</p> <p>第２０節 輸送計画</p> <p>（略）</p>	<p>北海道知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（富良野警察署長）は、振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。</p> <p>確認をしたものについては、各車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。</p> <p>なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。</p> <p>（１）警報の発令及び伝達並びに避難勧告等発令に関する事項</p> <p>（２）消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>（３）被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>（４）被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項（５）施設及び設備の応急復旧に関する事項</p> <p>（６）清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>（７）犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>（８）緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>（９）その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関する事項</p> <p>（資料編４－６：緊急通行車両確認証明書）</p> <p>第２０節 輸送計画</p> <p>（略）</p>	名称変更に伴う修正
149	<p>■実施責任</p> <p>市（総務対策部輸送班）は、災害応急対策のための輸送を行うとともに、関係機関等への要請などにあたる。</p>	<p>■実施責任</p> <p>市（市民生活対策部輸送班）は、災害応急対策のための輸送を行うとともに、関係機関等への要請などにあたる。</p>	災害対策本部事務分掌見直しに伴う修正
150	<p>第２１節 食料供給計画</p> <p>（略）</p>	<p>第２１節 食料供給計画</p> <p>（略）</p>	
151	<p>■食料の供給対象者及び需要の把握等</p> <p>１．供給対象者</p> <p>食料の供給対象者は、次のとおりとする。</p> <p>（１）避難指示等に基づき避難場所に收容された者</p> <p>（２）住家が被害を受け、炊事が不可能な者</p> <p>（３）旅行者、市内通過者などで他に食糧を得る手段のない者</p>	<p>■食料の供給対象者及び需要の把握等</p> <p>１．供給対象者</p> <p>食料の供給対象者は、次のとおりとする。</p> <p>（１）避難勧告等に基づき避難場所に收容された者</p> <p>（２）住家が被害を受け、炊事が不可能な者</p> <p>（３）旅行者、市内通過者などで他に食糧を得る手段のない者</p>	名称変更に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	備 考
151	<p>(4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者</p> <p>(5) 災害応急活動従事者</p>	<p>(4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者</p> <p>(5) 災害応急活動従事者</p>	
152	<p>2. 需要の把握</p> <p>(1) 被災者等に対する食料の需要は各部各班が把握し、保健福祉対策部避難所・要援護者班が取りまとめて調達を行う。なお、特に災害弱者に配慮して需要を把握することに努める。</p> <p>(2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各部各班が把握し、総務対策部財政班が取りまとめて調達を行う。</p> <p>3. (略) ■炊き出し</p> <p>被災者等に対する炊き出しは、保健福祉対策部避難所・要援護者班が市内給食施設等を利用するほか、仕出し業者、飲食店、旅館等に協力を要請する。なお、状況により、富良野市赤十字奉仕団に対し協力を要請する。また、各避難場所運営組織やボランティアの協力を得る。炊き出しの状況は、「炊き出し給与状況簿」に記録する。</p> <p>(資料編9 - 20 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定)</p> <p>(資料編9 - 40 : 災害時における炊き出し業務及び救護活動に関する協定)</p> <p>(資料編4 - 18 : 炊き出し状況簿)</p> <p>第23節 衣料、生活必需物資供給計画</p> <p>(略)</p>	<p>2. 需要の把握</p> <p>(1) 被災者等に対する食料の需要は各部各班が把握し、保健福祉対策部福祉班が取りまとめて調達を行う。なお、特に災害弱者に配慮して需要を把握することに努める。</p> <p>(2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各部各班が把握し、総務対策部財政班が取りまとめて調達を行う。</p> <p>3. (略) ■炊き出し</p> <p>被災者等に対する炊き出しは、保健福祉対策部福祉班が市内給食施設等を利用するほか、仕出し業者、飲食店、旅館等に協力を要請する。なお、状況により、富良野市赤十字奉仕団に対し協力を要請する。また、各避難場所運営組織やボランティアの協力を得る。炊き出しの状況は、「炊き出し給与状況簿」に記録する。</p> <p>(資料編9 - 20 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定)</p> <p>(資料編9 - 40 : 災害時における炊き出し業務及び救護活動に関する協定)</p> <p>(資料編4 - 18 : 炊き出し状況簿)</p> <p>第23節 衣料、生活必需物資供給計画</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策本部事務分掌見直しに伴う修正</p> <p>災害対策本部事務分掌見直しに伴う修正</p>
154	<p>■実施の方法</p> <p>1. 物資の調達及び配分</p> <p>総務対策部情報支援班による被災世帯構成人員調査に基づき、保健福祉対策部避難所・要援護者班が物資を調達し、配分を行う。また、必要に応じて町内会や赤十字奉仕団に協力を依頼する。</p> <p>市内で必要数量を確保することが困難な場合は、上川総合振興局に協力を要請する。</p> <p>(資料編9 - 20 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定)</p> <p>(資料編9 - 32 : 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定)</p>	<p>■実施の方法</p> <p>1. 物資の調達及び配分</p> <p>総務対策部情報支援班による被災世帯構成人員調査に基づき、保健福祉対策部福祉班が物資を調達し、配分を行う。また、必要に応じて町内会や赤十字奉仕団に協力を依頼する。</p> <p>市内で必要数量を確保することが困難な場合は、上川総合振興局に協力を要請する。</p> <p>(資料編9 - 20 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定)</p> <p>(資料編9 - 32 : 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定)</p>	<p>災害対策本部事務分掌見直しに伴う修正</p>

頁	現 行	修 正 案	備 考
156	<p>第25節 医療救護計画 (略)</p> <p>■医療及び助産の実施</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>第25節 医療救護計画 (略)</p> <p>■医療及び助産の実施</p> <p>1～2 (略)</p>	
157	<p>3. 医療用資機材・医薬品等の調達</p> <p>医療用資機材・医薬品等は、保健福祉対策部防疫班が市内の取扱業者から調達するが、なお不足する場合は北海道知事に対し斡旋及び提供を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>3. 医療用資機材・医薬品等の調達</p> <p>医療用資機材・医薬品等は、保健福祉対策部保健・医療班が市内の取扱業者から調達するが、なお不足する場合は北海道知事に対し斡旋及び提供を要請する。</p> <p>(略)</p>	災害対策本部事務分掌見直しに伴う修正
158	<p>第26節 防疫計画 (略)</p> <p>■実施責任</p> <p>市長（保健福祉対策部防疫班）は、北海道知事（上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室（富良野保健所）以下「富良野保健所」という。）の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を実施する。また、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。</p>	<p>第26節 防疫計画 (略)</p> <p>■実施責任</p> <p>市長（市民生活対策部環境・防疫班）は、北海道知事（上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室（富良野保健所）以下「富良野保健所」という。）の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を実施する。また、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。</p>	災害対策本部事務分掌見直しに伴う修正
158	<p>■防疫の措置</p> <p>保健福祉対策部防疫班は、感染症予防上必要があると認められる場合又は富良野地域保健室の指示があったときは、感染症法に基づき次の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症の病原体に汚染された場所の消毒 2. ねずみ族、昆虫等の駆除 3. 物件に係る消毒等の措置 4. 生活用水の供給 	<p>■防疫の措置</p> <p>市民生活対策部環境・防疫班は、感染症予防上必要があると認められる場合又は富良野地域保健室の指示があったときは、感染症法に基づき次の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症の病原体に汚染された場所の消毒 2. ねずみ族、昆虫等の駆除 3. 物件に係る消毒等の措置 4. 生活用水の供給 	災害対策本部事務分掌見直しに伴う修正
161	<p>第27節 廃棄物処理等計画 (略)</p>	<p>第27節 廃棄物処理等計画 (略)</p>	

頁	現 行	修 正 案	備 考
161	<p>■実施責任</p> <p>1. ごみ及びし尿 被災地におけるごみ及びし尿の収集処理は、市（市民対策部環境・防疫班）が実施するが、市のみでは実施することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を要請する。</p> <p>第3 1 節 被災宅地安全対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■事前準備</p> <p>市は災害発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。</p>	<p>■実施責任</p> <p>1. ごみ及びし尿 被災地におけるごみ及びし尿の収集処理は、市（市民生活対策部環境・防疫班）が実施するが、市のみでは実施することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を要請する。</p> <p>第3 1 節 被災宅地安全対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■事前準備</p> <p>市は災害発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。</p>	<p>災害対策本部事務分掌見直しに伴う修正</p>
171	<p>(新設)</p>	<p>■石綿飛散防災対策</p> <p><u>市は、被災建築物からの石綿の飛散による二次災害を防止するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）及び関係法令等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。</u></p> <p><u>（環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」</u> https://www.env.go.jp/press/104593.html</p>	<p>北海道地域防災計画 改正による追記</p>

富良野市地域防災計画新旧対照表（第6章 火山対策計画）

審議事項	資料2
令和元年度	富良野市防災会議

頁	現 行	修 正 案	備 考
190	<p>第3節 災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>■避難体制等の災害予防対策 避難体制等の災害予防対策については、災害予防計画の定めるところによる。 (第2章災害予防計画 P22：第9節避難体制整備計画)</p>	<p>第3節 災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>■避難体制等の災害予防対策 避難体制等の災害予防対策については、災害予防計画及び十勝岳火山防災協議会で策定した十勝岳火山避難計画の定めるところによる。 (第2章災害予防計画 P22：第9節避難体制整備計画) <u>(資料：十勝岳火山避難計画)</u></p>	<p>十勝岳火山防災協議会設置による追記</p>
192	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p><u>第5節 十勝岳火山防災協議会</u></p> <p><u>本市は、活動火山対策特別措置法に基づき、十勝岳火山噴火災害で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行い、適切に対処することを目的として設置している十勝岳火山防災協議会の設置主体である。</u> <u>十勝岳が噴火、又は噴火するおそれがある場合は本市地域防災計画に定めるものの他、協議会で作成した十勝岳火山避難計画により適切な対処を行うものとする。</u></p>	